

各府立学校長 様

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染者の急拡大に伴い、京都府において発令されていた緊急事態宣言が、9月30日（木）の期限をもって解除されることとなりました。

全国的に新規の感染者数は減少傾向にありますが、夏期休業明け以降、生徒間と思われる感染事例も報告されており、宣言解除後の感染再拡大を防ぐためにも、今後も気を緩めることなく、適切な感染拡大防止対策を徹底していく必要があります。

ついては、10月1日（金）以降の学校教育活動等について、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途通知します。

記

1 通学等について

各学校の通学実態や地域の感染状況を踏まえ、引き続き、通学時や校内での密を避ける工夫を行うこと。

2 学校教育活動の制限について

- (1) 感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～（2021.4.28Ver.6（2021.5.28一部修正））（以下「衛生管理マニュアル」という。）P54）は、引き続き、可能な限り感染症対策を行った上で、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどして実施すること。

なお、保健体育においては、「新型コロナウイルス感染症感染防止に係る体育・保健体育授業及び運動部活動の留意事項の更新について」（令和2年9月10日付け保健体育課長事務連絡）による「感染レベルと体育実技における実施可能な学習活動」及び「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料について」（令和3年3月30日付け3教保第260号教育長通知）に留意しながら、リスクの低い活動から徐々に実施すること。

- (2) 学校外の者が参加して行われる校内での活動については、参加人数や参加者の範囲を限定・把握し、感染症対策を十分に講じた上で実施を可とする。特に、学校説明会

や部活動体験においては、参加生徒が密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする活動を避けるよう留意すること。

- (3) 校外での活動については、移動時も含めて感染リスクが低いと判断できる場合に、10月9日（土）から実施を可とする。ただし、教育課程外の活動は、10月22日（金）までの期間、京都府内のみの活動とする。
- (4) 他校生との交流については、10月9日（土）から実施を可とする。ただし、教育課程外の活動時の交流は、10月22日（金）までの期間、京都府内の児童生徒に限るものとする。（学校説明会及び部活動体験時の交流は(2)に従う。）
- (5) 宿泊を伴う教育活動については、訪問地域の感染状況や活動内容等から感染リスクが低いと判断できる場合に、10月9日（土）から実施を可とする。ただし、教育課程外の活動は、10月22日（金）までの期間、京都府内のみの活動とする。

なお、実施にあたっては、次の事項に十分留意すること。（「新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について」（令和3年7月30日付け3教総第456号通知））

ア 訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮するとともに、移動時における感染リスクができるだけ小さくなるように検討すること。

イ 「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）」（一般社団法人日本旅行業協会）等を参考にすること。

ウ 出発の2週間前（本通知後に限る。）から健康状況（体温・体調等）を、別添「健康チェックシート（例）」等に毎日記録させ、出発時に必ず提出させること。その間に発熱等の症状がある場合や、感染が疑われる場合は参加させないこと。

エ 活動期間中、毎日の検温と教員による健康観察の実施・記録を徹底すること。

オ 発熱等の事態に備えて、発症者の隔離・看護、医療機関・管轄保健所の確認、保護者との連絡体制の確認、行程の変更など、対応策を検討すること。

カ 本人及び保護者に対して感染防止対策や緊急時の対応等について十分な説明を行い、理解を得た上での参加となるよう配慮すること。また、参加に当たっては、保護者に同意書の提出を求めること。

(6) 部活動について

ア 制限等

下表のとおり、部活動に係る制限を段階的に緩和する。

なお、活動に当たっては、「府立学校の部活動における感染防止対策について」（令和3年6月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡）（以下「部活動通知」という。）による「各競技等の活動や行動等」に留意するとともに、競技団体等が示すガイドライン等を踏まえながら、リスクの低い活動から徐々に実施すること。

	<u>10月1日(金)～</u>	<u>10月9日(土)～</u>	<u>10月23日(土)～</u>
参加者	<u>自校生徒のみ (※1)</u>	<u>自校を含め府内の 2校程度(※2)</u>	<u>制限しない (※3)</u>
活動場所	<u>校内に限る (※4)</u>	<u>近隣通学圏から段 階的に府内全域</u>	<u>制限しない</u>
活動時間	<u>2時間以内 (※5)</u>	<u>京都府部活動指導指針を遵守して実施</u>	
他府県交流	<u>禁止</u>		<u>制限しない</u>

宿泊	禁止（※6）	府内に限る	制限しない
大会参加	公式大会は制限しない （※7）		制限しない

- ※1 指導者は原則顧問とするが、外部人材を活用する際は、慎重に判断するとともに、教職員と同様の感染対策を徹底すること。
- ※2 参加者数は100名以下から始め、密集を回避した上で段階的に増やすこと。
- ※3 参加者数に制限は設けないが、不特定多数の集合ではなく、密集を回避した上で、管理できる人数とすること。
- ※4 活動拠点が校内になく、校外施設のみの場合は、当該施設を校内とみなす。ただし、移動に当たっては感染防止に十分留意すること。
- ※5 活動時間とは、準備運動から整理運動までを指す。
- ※6 公式大会の参加に当たり、競技開始時刻等を考慮して必要となる場合は、宿泊施設の感染予防対策等を確認の上、宿泊を認める。ただし、対象とする生徒や泊数等を最小限に留めるとともに、保護者の同意を得ること。
- ※7 ①高等学校体育連盟や競技団体、文化関係連盟等が主催する大会・発表会等
②大会参加に当たっては、開催地域の感染状況、各自治体の対応方針等及び主催者による感染予防対策を確認の上、判断するとともに、主催者が指示する感染防止対策等の遵守を徹底すること。

イ 留意事項等

- (ア) 部室や更衣室等で密になりやすい場所は、使用ルールを明確にし、遵守させること。（マスクの着用はもとより、大人数が密集することがないように、分散利用や速やかな行動、会話や飲食を控えるなど感染拡大防止に係る行動の徹底）
- (イ) 別添「健康チェックシート（例）」等を活用する等、引き続き、日々の健康観察の記録の徹底及び活動前の体調確認を行うとともに、自校参加者に係る健康観察の書類等の保管は、1ヶ月以上とする。
- (ウ) 「部活動通知」で示した「学校施設を利用した練習試合等を開催する際の感染防止対策チェックリスト（参考）」及び「合宿等宿泊や移動を伴う活動を実施する際の感染防止対策チェックリスト（参考）」を活用するなど、感染防止のための必要な措置を適切に実施すること。
- (エ) 発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合は、絶対に参加をしないことを繰り返し指導すること。
- (オ) 活動への参加に当たっては、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがないように特に配慮すること。
- (カ) 体育館や音楽室等、大人数が同一施設を同時に使用しないように活動時間や場所を割り振る工夫を徹底すること。
- (キ) 活動中等のやむを得ない場合を除いては、登下校時も含めてマスクを着用するとともに、特に部活動終了後は、速やかに下校、帰宅することとし、帰宅後の感染防止の徹底についても繰り返し指導すること。

3 臨時休業について

感染者の発生状況や濃厚接触等による自宅待機児童生徒の数などにより、学校の全部又は一部（学級単位・学年単位・学部単位）を臨時休業とする場合がある。

なお、臨時休業の範囲や条件については、「府立学校における児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインについて」（令和3年8月31日付け3教総第512号通知）によるものとする。

4 オンラインを活用した学習について

濃厚接触等による自宅待機児童生徒の増加や臨時休業を想定し、オンラインを活用した学習が実施できるようにすること。

- (例)・濃厚接触等による自宅待機生徒に対して授業の様子を配信したり、授業を録画して送付したりする。
- ・授業内容の解説動画を作成し配信する。
 - ・課題の配布・回収・解説・質疑をオンラインで行う。
 - ・同時双方向のオンライン授業を行う。

5 感染防止対策の徹底等について

(1) 感染症対策の徹底について

ア マスクの着用や3密の回避、手洗いの励行など、基本的な感染症対策を徹底するよう指導すること。なお、熱中症などの健康被害の発生する恐れが高くなる時期であり、マスクの着用については、衛生管理マニュアルP46で示すように適切に指導すること。

イ 食事は向かい合わずに静かにとること、食後は速やかにマスクを着用すること、下校途中等に飲食しないことを繰り返し指導すること。

ウ 不要不急の外出や友人等との会食を避け、感染拡大防止の意識を強く持って行動するよう指導すること。

エ 児童生徒に発熱等の風邪の症状等がある場合は、登校させないことを徹底すること。同居の家族に同様の症状等がある場合は、登校させないことをあらかじめ説明し、遵守させること。この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとることとなる。

オ 学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避すること。

カ 児童生徒や保護者との面談においては、アクリル板等で飛沫を遮へいた上でマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底すること。

(2) 保護者への連絡体制

学校から保護者に一斉連絡が必要な場合や、休日に緊急連絡が必要な場合、万一臨時休業になった場合を想定し、確実に連絡が取れる手段と体制を確立すること。

(3) 新型コロナワクチン接種について

ア 各自治体において12歳以上の児童生徒への接種券の配付が始まっていることから、ワクチン接種の感染予防の効果と副反応のリスク等、正しい知識に基づいた上で、接種を検討するように指導すること。なお、16歳未満の児童生徒へ予防接種を行うに当たっては保護者の同意が必要である。

イ 新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう指導すること。

ウ 児童生徒のワクチン接種に係る対応には十分配慮すること。例えば、接種の有無を他の児童生徒がいる場で確認するなどの指導は行わない。

6 特別支援学校独自に必要な対応について

(1) スクールバス

過密化を回避し、環境衛生を良好に保つとともに、運行時はこまめな換気を実施すること。

(2) 給食

食事の前後の手洗いの徹底、席の配置の工夫、大声での会話を控える、食事後の歓談時におけるマスクの着用などの対応を行うこと。

また、教職員が児童生徒の食事の介助等を行う場合は、マスクを着用するとともに、介助中は自身の喫食をしないなどの感染防止対策を徹底すること。

(3) 職場実習等

職場実習等については、実施時期や方法等を検討の上、感染リスクが低いと判断できる場合に、実施を可とする。実施する場合は、受け入れ先の企業と生徒・保護者等の職場実習の実施の意向を確認し、三者間で合意を得た上で、感染防止対策を徹底すること。ただし、高等部卒業年次生以外の生徒に関わる実習については、10月9日(土)から実施を可とする。

(4) 医療的ケア等を必要とする児童生徒

医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒等の登校については、地域の感染状況等を踏まえ、主治医や保護者等と連携を密にし、個別に判断すること。

(5) 寄宿舍

寄宿舍での活動における3密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備の設置、多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気、マスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。

居室について、2人以上の共用としている場合は、十分な距離をとり、間に仕切りをするなどとともに、咳エチケット徹底と近距離での大声での会話を避けること。

児童生徒の朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。

(6) その他

部活動以外の教育活動における学級・学年・学部間の交流等を実施する場合は、5(1)感染症対策の徹底に示す感染防止対策を十分に講ずること。

7 人権上の配慮について

(1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であること、また、身体的な理由や様々な理由によって、ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人がいることを踏まえ、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方及びその家族等に対してだけでなく、ワクチン接種を行わない方に対しても偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底すること。

(2) 不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底すること。

(3) いじめへの不安や家庭環境の変化等による心理的なストレスを抱える児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関に

よる支援に確実につなげる等、児童生徒に適切に対応すること。

8 教職員の勤務等について

(1) 教職員に対する新型コロナワクチン接種について

希望する教職員のワクチン接種が円滑に進むよう配慮すること。

(2) 教職員の時差出勤について

児童生徒の学びの保障のための執行体制確保を前提として、引き続き、教職員の健康に配慮しつつ、時差出勤等を適切に活用する等、可能な範囲で勤務の工夫を図るとともに、職場における感染防止の取組を徹底すること。

(3) 教職員の勤務について

府民に対し要請されている感染リスクを低減するための行動について、教職員に徹底すること。

(特措法第24条第9項)

(1) 基本的な感染防止対策の要請

- ・ワクチン接種の有無にかかわらず、正しいマスクの着用、手洗い、消毒などの基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・人と人との距離を確保やこまめな換気等の感染対策を徹底すること。

(2) 感染リスクを低減するための要請

① 飲食時の注意

- ・路上、公園での飲酒や、ホームパーティーなどの宅飲みは控えること。
- ・営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと。

② 外出時の注意

- ・感染状況等に応じ、府内での外出や移動、感染拡大地域への移動を自粛すること。また、外出する場合にも、家族や普段行動をともにしている人と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること。
- ・外出先との間では直行直帰し、移動前後の立ち寄り先等での感染リスクを避けること。

また、「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」（令和3年4月2日付け2教企第104号の32）で示した取組事項（飲食時における「きょうとマナー」の徹底・確認等）を引き続き徹底すること。

(4) 教職員の感染疑いがある場合等の報告について

所属職員に対して、休みやすい環境づくりを含め、体調が良くない者は休務するよう徹底するとともに、週休日・休日も含め、次のとおり体調の確認や報告を徹底すること。

【体調の確認や報告の徹底】

- 1 毎朝、体温測定を行うなど体調を確認し、発熱等の風邪症状がある場合には、遅滞なく管理職に報告すること。また、自身が濃厚接触者とされた場合やPCR検査を受けることが分かった場合も同様であること。
- 2 同居親族に同様の症状がある場合についても、自身の体調変化に十分注意す

ること。

- 3 校内の陽性者が判明した場合には、管理職が行う陽性者との接触状況に係る調査において、接触状況は校内・校外を問わず管理職に申告するほか、接触の不安のある場合も管理職に相談するなど、学校における感染拡大防止の措置のために行う調査に協力するよう徹底すること。

(5) 会議等における感染防止について

会議等に新型コロナウイルス感染症の患者が出席していた場合、同席者が接触者に特定され、結果として、学校体制が確保できず、長期の学校休業を実施せざるを得ないなど、学校運営に大きな支障を来す場合がある。

については、「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」（令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡）に添付した資料も参考にし、会議等を行う場合の感染防止を徹底すること。

9 その他

上記の内容は、今後の感染状況に応じて変更することがある。

※関係通知文

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年9月10日付け3教保第871号教育長通知）
- ・「府立学校における児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインについて」（令和3年8月31日付け3教総第512号教育長通知）
- ・「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」（令和3年8月23日付け3教保第818号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について」（令和3年7月30日付け3教総第456号教育長通知）
- ・「府立学校の部活動における感染防止対策について」（令和3年6月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡）
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」の一部修正について」（令和3年5月31日付け3教保第537号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒・教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」（令和3年5月19日付け3教総第314号教育長通知）
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」の一部追記について」（令和3年5月18日付け3教保第463号教育長通知）
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について」（令和3年4月28日付け3教保第398号教育長通知）
- ・「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」（令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について（令和3年4月2日付け2教企第104号の32教育長通知）」
- ・「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料について」（令和3年3月30日付け3教保第260号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症感染防止に係る体育・保健体育授業及び運動部活動の留意事項の更新について」（令和2年9月10日付け保健体育課長事務連絡）

担当	総務企画課（本通知及びその他の事項）	075-414-5751
	教職員企画課（教職員のサービス及び健康管理）	075-414-5813
	学校教育課（小中学校に関すること）	075-414-5831
	特別支援教育課（特別支援学校に関すること）	075-414-5834
	高校教育課（高等学校に関すること）	075-414-5846
	保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に関すること）	075-414-5861
	社会教育課（PTAに関すること）	075-414-5882

(参考) 新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応 (10.1～)

月日 活動	10月1日(金)～	10月9日(土)～	10月23日(土)～
通学等	密を避ける工夫 ※通学実態・地域の感染状況に応じて	密を避ける工夫 ※通学実態・地域の感染状況に応じて	密を避ける工夫 ※通学実態・地域の感染状況に応じて
感染リスクの高い教育活動	方法の工夫、時間・回数の制限等	方法の工夫、時間・回数の制限等	方法の工夫、時間・回数の制限等
外部参加の校内活動	参加者の人数・範囲の限定・把握	参加者の人数・範囲の限定・把握	参加者の人数・範囲の限定・把握
校外活動	実施不可	実施可 ※教育課程外は府内のみ可	実施可
他校生との交流	実施不可 ※学校説明会・部活動体験時は可	実施可 ※教育課程外は府内児童生徒のみ可	実施可
宿泊を伴う教育活動	実施不可	実施可 ※教育課程外は府内のみ可	実施可
部活動	参加者：自校生徒のみ 場 所：校内に限る 時 間：2時間以内 宿 泊：不可 大 会：公式大会・発表会参加可	参加者：府内2校程度 場 所：近隣通学圏～府内全域 時 間：部活動指導指針通り 宿 泊：府内に限る 大 会：公式大会・発表会参加可	参加者：制限なし ※管理可能人数 場 所：制限なし 時 間：部活動指導指針通り 宿 泊：制限なし 大 会：参加制限なし